

一般社団法人日本母性看護学会 総務委員会 規程

(目的)

第1条 本会は、定款第2条による事業として、総務に関する活動を行うことを目的とする。

(委員の構成)

第2条 本会は、次の委員をもって構成する。

- 1 理事 5名以上
- 2 正会員 2名以上

(任務)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 学会運営にかかる庶務に関する事項
- 2 会計に関する事項
- 3 会員管理に関する事項
- 4 災害対応に関する事項
- 5 学会の将来構想に関する事項
- 6 その他、理事会より付託を受けた事項

(規程の改訂)

第4条 本規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和4年3月22日から施行する。